

申請内容に変更がある場合に必要書類

工事金額や工事内容、解体工事業者等の変更など、補助申請時に提出した書類内容から変更があった場合や工事が中止になった場合、下記書類の提出が必要です。
変更や中止が判明した時点ですまいるネット(TEL 078-647-9969)までご連絡ください。

〔補助金交付決定内容変更承認申請書〕 様式第4号

補助金額が変更となる工事金額の変更や解体工事業者等の変更の場合、その時点で（実績報告前に）提出が必要です。（内容変更承認申請書を提出した場合は、内容変更承認通知書を受け取った後に工事費の支払いをしてください。）

〔補助事業中止承認申請書〕 様式第5号

工事の中止などの理由で申請を取り下げる場合に提出。

※申請者が交付決定後、解体工事契約の締結前に亡くなられた場合は、申請者による事業着手が出来ないことから、相続人代表者の方から様式第5号を使って取り下げ手続きを行ってください。新たに相続人が決まった場合は、その方による新たな補助申請が必要です。

ただし、解体工事契約後、事業途中に補助事業者（＝申請者）が亡くなられた場合は、速やかにすまいるネットにご連絡ください。

実績報告に必要な書類

〔補助事業実績報告書〕 様式第8号

〔補助金請求書〕 様式第10号

〔解体工事請負契約書の写し〕

申請時に提出した見積書と同一の解体工事業者等との契約であること。

※工事注文書にて対応する場合は、請書とあわせて提出すること。

※契約者名は申請者名であること。

※解体後すぐに新築工事を予定している場合は、原則としてそれぞれ別に契約すること。

〔領収書等の写し〕

解体工事業者等が発行したもの。

※宛名は申請者名であること。

〔解体除却後の写真〕

更地の全景がわかるものをカラーで2～3枚。（隣家等の周辺を含めたもの）

※申請時提出の写真と同方向から撮影したものを1枚含めること。

※補助対象事業費に「隣家の外壁補修」等が含まれる場合、その補修後の写真も含めること。

※跡地保全のため更地にビニールシート等を敷く場合、敷設前に写真撮影をおこなうこと。

<場合によって必要な書類>

〔軽微な変更届〕

補助金額の変更を伴わない工事金額の変更や軽微な撤去予定内容の変更等の場合に提出。

※必要に応じて添付書類（工事金額の変更内容が分かる明細等）も提出してください。

〔受領委任状〕 様式第11号

補助金の受領を申請者以外の方が行う場合に提出。

※代理受領を行う場合は「様式第10号 補助金請求書」も必要です。